認第10号　藤枝市立病院事業会計　反対討論　（本会議）

　まず、本決算が3億９千万余の赤字となったことについて一言述べます。救急センター開設に伴う看護師の人件費や先行投資によって赤字となること自体は特に問題としません。が、予算の段階でそうした支出増は当然予想されていたわけで事実歳出の予算決算額はほとんど変わりありません。

　問題は、予算ではプラマイゼロで提案されておきながら決算では赤字となっている事です。主な原因となっているのは診療収益、特に入院収益の減少です。７億余も予算と乖離がある状況は見通しとしてどうだったのか。決算の入院収益は前年度比１億９７００万余の増でありまして、大幅に患者が減少したものではありません。答弁では、日本全体の温暖化傾向等によって志太医療圏内全域で患者数が減ったことによると。しかし、これを原因とし実際患者数が減ったことを立証する資料は示すことが出来ないと委員会での答弁であり、こんな経験則程度の理由で予算と決算との乖離を認めるわけにはいきません。赤字を責めるのではなく、現実に即さない過大な予算を立て、決算で赤字になった事を問題としています。

そして、今決算反対の最大の理由は、当該年度において決定された病院給食の民間委託です。２８年度９月議会で予算が議決されたこの委託は、議論を重ねても結局市立病院は合理的な委託理由を説明できません。

最大の問題は、委託によって病院の負担がさらに増える事です。２０００万以上の負担増となる委託は市民の理解を得られると思いますか？この間、保育園、ゴミ処理、図書館など全国で自治体職務の委託が進められましたが、その多くは自治体の赤字を減らす事を錦の御旗としてきました。ところが本委託は負担がさらに増す、この理由は昨年９月提案当初から病院は認め、それに対して安定的な経営を行う事は経費以上のメリットはあるとしています。

　では安定的な経営が出来るのか？業務の中心を担う現場調理師の確保は委託によってさらに劣悪な労働環境となり安定どころではありません。来年度の委託引き継ぎ時は、現在の賃金体制を維持する契約とされているが、２年後の契約更新時にはそれが維持できるか。今年６月議会での私の問に対して維持できるという答えはとうとうできなかった。現在の臨職の時給１２１０円は、将来業界の相場である時給８５０円程度になる事が容易に想像される。これは委託が進められた他の業種でもほぼ同様の傾向であり、従業員の定着がほとんど図れないことにつながっています。給食現場は専門職と病院側が言うのであれば、このような労働環境を作る事は逆に専門性を育てない結果しか生み出せず、安定どころかモチベーションの低下による病院食の質の低下につながります。現在の直営で、これまで怠ってきた栄養士の確保を図れば人手不足は解消するはずです。

　さらに、病院の中期経営計画に一言も記すことなく、市民合意を全く得ずに進めてきたこと、再公募する際には実施すると昨年１１月議会で約束したシュミレーションを示して進める事を、一方的に廃棄し強行した傲慢な姿勢も厳しく問わなければなりません。受託業者が直営時と同等の水準で病院食の提供ができるので、市民に示すことなく再公募したと完全に開き直っていますが、賃金であれ、食材の供給体制であれ、現場責任者の要件緩和であれ、委託の内容は直営時と異なる事実が次々と出てきているではありませんか。議会での答弁がこのような軽々しい理由で簡単に反故にされて許しているようでは、我々議員はその役割を放棄したと言わざるを得ず断じて許してはなりません。

　１０月に実施した第１回公募が失敗すると、なりふり構わず応募者確保に狂奔し、県内患者給食受託会社５社と計８回のヒアリングと称する協議を行い、平成２９年２月に再公募を強行した。これに１社だけ応募した㈱グリーンハウスと見積もり合わせによる随意契約で委託契約を３月３１日付で締結したが、その際の病院側の予定価格と受託者の見積もり価格は1円もたがわずぴたりと一致した。これは官製談合の疑いが濃厚であり、これによる市民負担の増大もきちんと解明されなければならない。このままの委託強行はこの点からも許せないものである。

　委託によって給食の質は確保されるのか。病院の職員が食材の検品検収などつぶさに、この目で、確認する。だから質は確保されるのだと。昨年9つ議会での病院の答弁です。ところがいざ蓋を開けてみたら「必要に応じて」確認すると明らかに後退した契約内容であった。本会議でのその指摘に対して、社会通念上許される確認の仕方をするとここでも開き直り、委員会では受託業者職員一人について一人職員がつくという考えで9月議会では答えたと、だから矛盾はないんだと。一体どうしたらこういう捻じ曲げた勝手な解釈が出来るのか？そうであるなら最初から一人につき一人つけるんだと言えばいいものを。こういう後出しジャンケンのような態度は認められません。予算に賛成した議員も討論の中でこの点に触れて質の確保は出来るとされた。その当時は、契約書の元となる仕様書の開示を拒んでいたので質の担保の判断基準は病院の答弁しか拠るところがなかった。今になってそれが出来ないというのであれば、市議会は改めて審議をし直し、委託可否の判断を再考すべきであります。

　そして今議会において最大の病院の歪曲は、ヒアリングの際のメモの扱いです。本会議では、このメモは文書であると認めた。文書である以上、その取扱いは藤枝市文書取り扱い規定によるものとされます。既定には文書を廃棄するには所属総務課長は文書の所管課長に合議し、市長の決裁の上で廃棄する事がもとめられている。ところがこの文書は市民からの情報公開請求に対し廃棄したという理由で非開示決定がされていたので、つじつまがあわなくなり病院は困った。そして、委員会での私の子の指摘に対し、文書取り扱い規定は、実質的に公文書の範囲であって公文書でないものは文書でないから取り扱い規定の廃棄処分にはあたらないという。一体、この取り扱い規定のどこにそんな「実質的に公文書の取り扱い規定したもの」という文言があるのですか。予算決算の乖離は温暖化の影響、質の確保については社会通念上、そしてここでは実質的なもの、我々の規定や答弁に基づく根拠を用いた問いに対しては根拠で応じるべきであり、こんな理由にならない理由で反論をするべきではありません。しかも、この文書は院内での説明資料、病院支援局への説明資料として使ったと本会議で答弁している。情報公開条例で公文書とは職員が組織的に用いるものとされている。つまりこのメモは文書のみならず公文書であることを自ら認めてしまっているではありませんか。二重三重のゴマカシは結局自ら言ったことを否定することにつながる。お粗末極まる結果しか生み出しません。

　その他、現場の臨床栄養科が2度も委託NOの決定をしておきながら記録上たった1回の運営委員会でそれを覆してしまっている事、現在行われている米の指定（県産米ひとめぼれ）を外す可能性もあり地産地消とは逆行するものであること、必要なのは調理師以上に栄養士であるのにその認識を怠り病欠の職員が出てもその補充すらせずに放置した事、受託業者の提案はメーカー品の仕入れもやるという提案なのに生鮮3品は地元業者から購入する事もありうるという都合のいい部分だけをかいつまんで病院食の質は現在より同等以上のものとなると偽った説明をするなど、この委託はどこをとっても大義あり市民利益につながるものではありません。

　私は議員の皆さんに言いたい、市議会の答弁がこのように軽く扱われていいのでしょうか。私は委託そのものを全てダメとは考えませんが、これまでの経緯をみても、市民との約束、議会での説明が悉く覆っているのに平然としていることを許すようでは、市議会としてのチェック機能が失われることになりかねません。それは本市議会にとっても不幸な事です。このようなゴマカシと偽りの連続である28年度の給食委託の決定は認定すべきではない事を求め反対討論とします。